

 川崎市公報	毎月2回10日・25日発行
	発行所
	川崎市役所
	(総務企画局総務部法制課)
	川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062	
F A X 044-200-3748	

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第4号).....	2045
◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第5号).....	2045
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第6号).....	2045
◇川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例(第7号).....	2048
◇川崎市立労働会館条例を廃止する条例(第8号).....	2048
◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例(第9号).....	2048
◇子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(第10号).....	2055
◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第11号).....	2056
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(第12号).....	2056
◇川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例(第13号).....	2056
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第14号).....	2057
◇川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例(第15号).....	2057
◇川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(第16号).....	2057
◇川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第17号).....	2057
◇川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例(第18号).....	2057
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第19号).....	2058
◇川崎市家庭的保育事業等の設備及び運	

営の基準等に関する条例の一部を改正

する条例(第20号).....	2058
◇川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第21号).....	2059
◇川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第22号).....	2059
◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第23号).....	2060
◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第24号).....	2061
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第25号).....	2062
◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第26号).....	2063
◇川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例(第27号).....	2064

規 則

◇川崎市立労働会館条例施行規則を廃止する規則(第9号).....	2065
◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第10号).....	2065
◇川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則(第11号).....	2067
◇川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第12号).....	2067
◇川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則(第13号).....	2068
◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(第14号).....	2093

iii	6戸以上10戸以下	97,000円
iv	11戸以上25戸以下	140,000円
v	26戸以上50戸以下	200,000円
vi	51戸以上100戸以下	280,000円
vii	101戸以上200戸以下	380,000円
viii	201戸以上300戸以下	500,000円
ix	301戸以上	590,000円

(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

i	1戸	17,000円
ii	2戸以上5戸以下	33,000円
iii	6戸以上10戸以下	47,000円
iv	11戸以上25戸以下	68,000円
v	26戸以上50戸以下	102,000円
vi	51戸以上100戸以下	155,000円
vii	101戸以上200戸以下	221,000円
viii	201戸以上300戸以下	285,000円
ix	301戸以上	325,000円

第2条第272号ウ(ア)a中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「第270号ウ(ア)に掲げる場合」に、「第270号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)」に改め、同号ウ(ア)b中「当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅」を「第270号ウ(ア)に掲げる場合」に、「第270号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)」に改め、同条第274号ウ(ア)a中「第270号ウ(ア)」を「第270号ウ(ア)a」に、「同号ウ(ア)」を「同号ウ(ア)a」に改め、同号ウ(イ)a(a)中「第270号ウ(イ)a」を「第270号ウ(イ)a(a)」に、「同号ウ(イ)a」を「同号ウ(イ)a(a)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第212号の次に1号を加える改正規定、同条第213号の次に1号を加える改正規定、同条第216号の次に1号を加える改正規定、同条第217号の改正規定及び同条第219号の次に1号を加える改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第7号

川崎市市税事務所条例の一部を改正する条例

川崎市市税事務所条例（平成23年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表川崎市かわさき市税事務所の項中「川崎市川崎区砂子1丁目8番9号」を「川崎市川崎区

砂子1丁目8番地9」に改め、「法人の市民税」の次に「、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市立労働会館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第8号

川崎市立労働会館条例を廃止する条例

川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第9号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

目次中「第5条」を「第6条」に、「地球温暖化対策に」を「地球温暖化対策等に」に、「地球温暖化対策推進基本計画等（第6条・第7条）」を「地球温暖化対策等推進基本計画等（第7条・第8条）」に、「第8条～第14条」を「第9条～第15条」に、「地球温暖化対策（第15条～第21条）」を「地球温暖化対策等（第16条～第22条）」に、「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に、「地球温暖化対策等（第22条・第23条）」を「地球温暖化対策（第23条～第25条）」に、「地球温暖化対策（第24条～第28条）」を「地球温暖化対策等（第26条～第30条）」に、「第29条・第30条」を「第31条・第32条」に、「地球温暖化対策の」を「地球温暖化対策等の」に、「第31条・第32条」を「第33条・第34条」に、「第33条～第37条」を「第35条～第39条」に改める。

第1条中「は、地球温暖化対策」の次に「及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）」を加え、「地球温暖化対策等」を「地球温暖化対策、脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策」に、「地球温暖化対策を」を「地球温暖化対策

等を」に、「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)」を「並びに気候変動適応」に、「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第 2 条第 1 号中「及び大気」を「、大気及び海水」に改め、同条第 2 号中「抑制等」を「量の削減並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。)」に改め、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

(6) 気候変動適応 気候変動影響(地球温暖化その他の気候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。)に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(8) 脱炭素エネルギー源 再生可能エネルギー源又は再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与するものをいう。

第 37 条を第 39 条とする。

第 36 条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条を第 38 条とする。

第 35 条を第 37 条とする。

第 34 条第 1 号中「第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項」に、「第 17 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 2 項」を「第 10 条第 2 項」に、「第 17 条第 4 項又は第 18 条の」を「第 18 条第 4 項又は第 19 条の規定による」に改め、同条第 3 号中「第 9 条第 3 項」を「第 10 条第 3 項」に、「第 17 条第 2 項」を「第 18 条第 2 項」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条を第 36 条とする。

第 33 条を第 35 条とする。

第 32 条の見出し中「に対する支援」を削り、同条中「地域地球温暖化防止活動推進センター(法第 38 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。)」を「推進センター」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加え、第 3 章中同条を第 34 条とする。

地域地球温暖化防止活動推進センター(法第 38 条第 1 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以下「推進センター」という。)は、同条第 2 項に定めるもののほか、気候変動適応に関する普及啓発を

行うこと等により気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るための事業を行う。

第 31 条の見出し中「に対する支援等」を削り、同条第 2 項中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「地球温暖化防止活動推進員(法第 37 条第 1 項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)」を「推進員」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加え、同条を第 33 条とする。

地球温暖化防止活動推進員(法第 37 条第 1 項の規定に基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。)は、同条第 2 項に定めるもののほか、気候変動適応に関する知識の普及等気候変動適応の重要性に対する事業者及び市民の理解を深めるための活動を行う。

「第 3 章 地球温暖化対策の推進のための体制整備」を「第 3 章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備」に改める。

第 30 条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、第 2 章第 6 節中同条を第 32 条とする。

第 29 条中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第 31 条とする。

第 28 条中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、第 2 章第 5 節中同条を第 30 条とする。

第 27 条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条を第 29 条とする。

第 26 条第 1 項中「温室効果ガスの排出の量のより少ない」を「排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない」に、「抑制」を「量の削減のための取組」に改め、同条第 2 項中「温室効果ガスの排出の量のより少ない」を「排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない」に、「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第 28 条とする。

第 25 条中「排出の抑制」を「排出の量の削減」に改め、同条を第 27 条とする。

第 24 条を第 26 条とする。

「第 5 節 日常生活等における地球温暖化対策」を「第 5 節 日常生活等における地球温暖化対策等」に改める。

第 2 章第 4 節中第 23 条を第 25 条とする。

第 22 条(見出しを含む。)中「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に改め、同条を第 23 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(事業者及び市民に対する支援)

第 24 条 市は、建築物(規則で定めるものを除く。)又はその敷地(建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 1 条第 1 号に規定する敷地をいう。)への

太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備をいう。）の設置を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

「第4節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策等」を「第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対策」に改める。

第21条中「抑制等」を「量の削減等及び緑化その他の気候変動適応」に改め、第2章第3節中同条を第22条とする。

第20条中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同条を第21条とする。

第19条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)」に改め、同条中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改め、同条を第20条とする。

第18条中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条を第19条とする。

第17条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等計画書)」に改め、同条第1項中「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同項第2号及び第3号中「開発事業」を「特定開発事業」に改め、同項第4号中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同項第5号中「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に改め、同条第2項から第5項までの規定中「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に改め、同条を第18条とする。

第16条の見出しを「(開発事業地球温暖化対策等指針)」に改め、同条第1項中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に、「及び」を「並びに」に、「開発事業地球温暖化対策計画書」を「開発事業地球温暖化対策等計画書」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に、「開発事業地球温暖化対策指針」を「開発事業地球温暖化対策等指針」に改め、同条を第17条とする。

第15条の見出し中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同条第1項中「抑制等」を「量の削減等及び緑化その他の気候変動適応」に、「再生可能エネルギー源」を「脱炭素エネルギー源」に改め、同条第2項中「抑制等」を「量の削減等及び気候変動適応」に改め、同条を第16条とする。

「第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策」を「第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等」に改める。

第14条中「抑制」を「量の削減」に改め、第2章第2節中同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条第1項第5号中「抑制」を「量の削減」に改め、同条を第10条とする。

第8条第1項中「抑制」を「量の削減」に、「第10条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(地球温暖化対策等推進実施計画)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に、「地球温暖化対策の推進」を「地球温暖化対策等の推進」に、「地球温暖化対策推進実施計画」を「地球温暖化対策等推進実施計画」に改め、同条第2項中「地球温暖化対策推進実施計画」を「地球温暖化対策等推進実施計画」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、第2章第1節中同条を第8条とする。

2 地球温暖化対策等推進実施計画には、法第21条第5項各号に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

第6条の見出しを「(地球温暖化対策等推進基本計画)」に改め、同条第1項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に、「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第2項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的方向に係る事項

第6条第3項中「抑制」を「量の削減」に、「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第4項及び第5項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第6項中「地球温暖化対策に」を「地球温暖化対策等に」に、「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条第7項及び第8項中「地球温暖化対策推進基本計画」を「地球温暖化対策等推進基本計画」に改め、同条を第7条とする。

第2章の章名及び同章第1節の節名を次のように改める。

第2章 地球温暖化対策等に関する施策等

第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等

第5条の見出し中「地球温暖化対策」を「地球温暖

化対策等」に改め、同条中「協働」を「密接な連携の下に協働」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、第 1 章中同条を第 6 条とする。

第 4 条中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項及び第 2 項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条第 3 項中「並びに吸収作用の保全及び強化」を「等及び気候変動適応」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(基本理念)

第 3 条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、2050 年までの脱炭素社会の実現を旨として、行われなければならない。

第 2 条 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、「第16条～第22条」を「第17条～第23条」に、「第23条～第25条」を「第24条～第29条」に、「第26条～第30条」を「第30条～第34条」に、「第31条・第32条」を「第35条・第36条」に、「第33条・第34条」を「第37条・第38条」に、「第35条～第39条」を「第39条～第43条」に改める。

第 9 条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組指針)」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに次条第 1 項に規定する事業活動脱炭素化取組計画書、同条第 3 項に規定する中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに第12条に規定する事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成及び評価のために必要な事項についての指針（以下「事業活動脱炭素化取組指針」という。）を定めるものとする。

第 9 条第 2 項及び第 3 項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改める。

第10条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組計画書)」に改め、同条第 1 項中「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同項第 2 号中「排出の量」の次に「及び当該量の削減に係る事項」を加え、同項第 3 号から第 6 号までを次のように改める。

(3) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

(4) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

(5) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

(6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

第10条第 2 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同条第 3 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書に準ずる計画書（以下「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」という。）」に改め、同条第 4 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に改め、「場合において」の次に「、第 1 項中「次に掲げる事項」とあるのは「次の第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号に掲げる事項」とを、「第 2 項中」の次に「「事業活動脱炭素化取組計画書」とあるのは「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」と、」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第 5 項中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に改める。

第11条の見出しを「(事業活動脱炭素化取組結果報告書)」に改め、同条第 1 項中「前条第 3 項の規定により事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に、「当該事業活動地球温暖化対策計画書」を「当該事業活動脱炭素化取組計画書又は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書（以下この項、第14条第 1 項及び第15条において「計画書」という。）を」に、「当該事業活動地球温暖化対策計画書に係る」を「計画書に係る」に改め、「規定する年度」の次に「。第13条第 2 項及び第 3 項において「最終提出年度」という。」を加え、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に、「、当該事業活動温暖化対策計画書に」を「、当該年度の前年度分までの、計画書に」に、「排出の状況、目標を達成するための措置の実施状況」を「排出の量の削減の状況」に改め、「(以下「事業活動地球温暖化対策結果報告書」という。）」を削る。

第12条の見出し中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「事業活動脱炭素化取組計画書」に改め、同条中「事業活動地球温暖化対策計画書及び事業活動地球温暖化対策結果報告書」を「事業活動脱炭素化取組計画書、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、計画書提出特定事業者が前条第 1 項の規定により作成した報告書（以下「事業活動脱炭素化取組結果報告書」という。）及び中小規模事業者が同項の規定により作成した報告書（以下「中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書」という。）」に改める。

第39条を第43条とし、第38条を第42条とし、第37条を第41条とする。

第36条第 1 号中「第18条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「第18条第 4 項」を「第19条第

4項」に、「第19条」を「第20条」に改め、同条第3号中「第10条第3項の規定に係る事業活動地球温暖化対策計画書」を「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書」に、「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第4号中「忌避した者」の次に「(同項に規定する建築士を除く。)」を加え、同条を第40条とする。

第35条第1項中「及び」を「、」に改め、「計画書提出開発事業者」の次に「及び第25条第1項の設計を行う建築士」を加え、同条を第39条とする。

第3章中第34条を第38条とし、第33条を第37条とする。

第2章第6節中第32条を第36条とし、第31条を第35条とする。

第2章第5節中第30条を第34条とし、第26条から第29条までを4条ずつ繰り下げる。

第2章第4節中第25条を第29条とする。

第24条中「(規則で定めるものを除く。)」、「(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。)」及び「(太陽光を電気に変換する設備をいう。)」を削り、同条を第27条とし、同条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第28条 この節(第24条及び次条を除く。)の規定は、規則で定める建築物については、適用しない。

第23条を第24条とし、同条の次に次の2条を加える。
(建築士による太陽光発電設備に係る説明)

第25条 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をした建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。)に設置することができる太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。)について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を提供することができる。この場合において、当該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみなす。

3 第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定により交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。

(建築士に対する支援)

第26条 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置を促進するため、前条第1項の設計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第2章第3節中第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条中「第18条第1項」を「第19条第1項」とし、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条中「に対し、」の次に「中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な」を加え、「必要な」を削り、第2章第2節中同条を第16条とする。

第14条中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「計画書」に、「地球温暖化対策の」を「温室効果ガスの排出の量の削減等の」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出しを「(計画書提出事業者に対する支援)」に改め、同条中「事業活動地球温暖化対策計画書」を「計画書」に、「地球温暖化対策」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「事業活動地球温暖化対策指針」を「事業活動脱炭素化取組指針」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第14条とする。

2 市長は、計画書提出事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、計画書提出事業者に対し、前条第1項から第3項までの規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表)

第13条 市長は、第10条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組計画書又は同条第3項の規定により提出された中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項(同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出(軽微な変更に係るものを除く。))がされたときは、その変更後のもの)について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

2 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く。)の内容について、規則で定めるところにより計画書提出事業者から評価を求められたときは、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

3 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書（最終提出年度に提出すべきものに限る。）の内容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行うものとする。

4 市長は、前3項の規定による評価を行ったときは、規則で定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対し、当該評価の結果を通知するものとする。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による評価を行ったときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、インターネットの利用その他適切な方法により、当該評価に係る計画書提出事業者の氏名又は名称、当該評価の結果その他の規則で定める事項を公表するものとする。

6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項から第3項までの規定による評価を受けた計画書提出事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

第3条 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第31条」に、「第30条～第34条」を「第32条～第36条」に、「第35条・第36条」を「第37条・第38条」に、「第37条・第38条」を「第39条・第40条」に、「第39条～第43条」を「第41条～第45条」に改める。

第43条を第45条とし、第42条を第44条とし、第41条を第43条とする。

第40条第1号中「又は第19条第1項」を「、第19条第1項、第25条第4項又は第26条第4項」に改め、同条第2号中「又は第20条」を「、第20条又は第25条第5項から第7項まで」に改め、同条第3号中「又は」を「、」に改め、「含む。）」の次に「又は第26条第5項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」を加え、同条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加え、同条を第42条とする。

(4) 第25条第4項の規定による特定建築物太陽光発電設備等設置計画書の提出があった場合において、その特定建築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第1項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出をした者

(5) 第26条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が同条第1項に

規定する出力の量に達しないと認めるときにおける、その提出をした者

第39条第1項中「及び第25条第1項」を「、計画書提出特定建築主、第26条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出した者及び第27条第1項」に改め、同条を第41条とする。

第3章中第38条を第40条とし、第37条を第39条とする。

第2章第6節中第36条を第38条とし、第35条を第37条とする。

第2章第5節中第34条を第36条とし、第30条から第33条までを2条ずつ繰り下げる。

第2章第4節中第29条を第31条とし、第28条を第30条とし、第27条を第29条とする。

第26条の見出し中「建築士」を「特定建築主等」に改め、同条中「ため、」の次に「特定建築主、特定建築事業者、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出しようとする建築事業者（特定建築事業者を除く。）及び」を、「支援」の次に「（特定建築主に対するものにあつては、太陽光発電設備等（太陽光発電設備を除く。）の設置を促進するためのものを含む。）」を加え、同条を第28条とする。

第25条第1項中「（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）」及び「（太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。）」を削り、同条を第27条とする。

第24条の次に次の2条を加える。

（特定建築物への太陽光発電設備等の設置）

第25条 床面積（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。）の合計が2,000平方メートル以上の建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定める場合を除き、当該特定建築物又はその敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に、太陽光を電気に変換する設備（以下「太陽光発電設備」という。）その他の再生可能エネルギー源を利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）であつて規則で定める基準に適合するものを設置しなければならない。

2 特定建築主は、太陽光発電設備等の設置に代えて、当該特定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギー源の利用に係る措置として規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、当該特定建築主は、当該特定建築物又はその敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備等を設置したもの

- とみなし、前項及び第4項の規定を適用する。
- 3 第1項の規則で定める基準並びに前項の規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。
- 4 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の種類
- (5) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等により利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- (6) 第2項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し規則で定める事項
- (7) その他規則で定める事項
- 5 前項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画書を提出した特定建築主（以下「計画書提出特定建築主」という。）は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、同項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了するまでの間、第4項第3号から第6号までに掲げる事項について変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了したとき、又は中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 8 市長は、第4項の規定による提出又は前3項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。
- （中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置）
- 第26条 特定建築事業者（建築事業者（建築物を新たに建設する工事を業として請け負う者又は建築物を

- 新築し、これを分譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。以下同じ。）であって、1年間に市内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物（床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物をいい、建築事業者が自ら当該工事を行うものに限る。以下同じ。）の床面積の合計が規則で定める値以上であるものをいう。以下同じ。）は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、出力の合計が規則で定める量以上の太陽光発電設備を設置しなければならない。
- 2 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、脱炭素エネルギー源の利用を促進するための措置として規則で定める措置を講ずることができる。この場合において、当該特定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとみなし、前項及び第4項の規定を適用する。
- 3 第1項に規定する出力の量並びに前項に規定する規則で定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。
- 4 特定建築事業者は、市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物及びその敷地（以下「中小規模特定建築物等」という。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した報告書（以下「中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小規模特定建築物の床面積の合計
- (3) 第1項に規定する出力の量に対する中小規模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況
- (4) 第2項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し規則で定める事項
- (5) その他規則で定める事項
- 5 建築事業者（特定建築事業者を除く。）は、規則で定めるところにより、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を作成し、市長に提出することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出する場合について、準用する。
- 7 市長は、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置

報告書が提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に係る特定建築事業者の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中第 31 条の改正規定（同条を第 33 条とする部分を除く。）及び第 32 条の改正規定（同条を第 34 条とする部分を除く。） 令和 5 年 4 月 1 日
 - (2) 第 2 条並びに附則第 2 項及び第 3 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日
 - (3) 第 3 条及び附則第 4 項の規定 令和 7 年 4 月 1 日（経過措置）
- 2 前項第 2 号に掲げる規定の施行の日前に計画の期間を開始した第 2 条の規定による改正前の条例（以下「旧条例」という。）第 10 条第 1 項に規定する事業活動地球温暖化対策計画書を提出した事業者に係る第 2 条の規定による改正後の条例（以下「新条例」という。）第 10 条から第 15 条までの規定の適用については、当該計画書に係る計画の期間が終了する日若しくは事業を廃止した日又は旧条例第 10 条第 3 項の規定により当該計画書を提出した中小規模事業者が同条第 1 項の特定事業者に該当することとなった日の属する年度までの間、なお従前の例による。
- 3 新条例第 25 条の規定は、建築士が附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に建築士が委託を受けた設計について適用する。
- 4 第 3 条の規定による改正後の条例第 25 条及び第 26 条の規定は、附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の日前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知が行われた建築物については、適用しない。

（川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部改正）

- 5 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 99 条の 2 第 5 項中「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」を「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例」に、「第 10 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改める。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をこ

こに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 10 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部改正）

第 1 条 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例（昭和 46 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 2 項第 1 号、第 47 条第 2 項各号及び第 4 項、第 66 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定並びに第 76 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 85 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 2 号中「第 24 条の 26 第 2 項」の次に「に規定する内閣総理大臣」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第 3 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 96 条第 2 項第 1 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第 2 号中「第 24 条の 26 第 2 項」の次に「に規定する内閣総理大臣」を加え、「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 134 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定、第 153 条第 2 項第 1 号及び第 163 条第 2 項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（川崎市身体障害者福祉会館条例の一部改正）

第 2 条 川崎市身体障害者福祉会館条例（昭和 57 年川崎市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（川崎市障害者就労支援施設条例の一部改正）

第 3 条 川崎市障害者就労支援施設条例（昭和 36 年川崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項各号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（川崎市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第 4 条 川崎市子ども・子育て会議条例（平成 25 年川崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 3 項」を「第 72 条第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。